

要求水準書等の変更箇所一覧

要求水準書

No	該当箇所							変更前	変更後
	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
1	19	5	(1)	ア				<p><b>ア 活用用地の土地利用に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地の有効活用を図り、周辺地域との調和や多様な世代の居住に配慮し、地域のまちづくりに資する計画とすること。また、事業用地周辺の環境に十分配慮した計画とすること。</li> <li>活用用地の一部又は全部に生活支援施設等を整備すること。（生活支援施設等とは「添付資料07：生活支援施設等一覧」に示す施設とする。）</li> <li><b>【追加】</b></li> <li>活用用地に設置する駐車場やその出入口の位置については、整備前に地域住民と十分に協議し、合意形成を図ること。また、活用用地に整備する施設への車両の進入路については、適切な安全対策を講じること。</li> <li>事業用地内の地盤面下に旧浄化槽の基礎部分が残っている可能性がある。配置については、公開資料「既設住棟等図面」を参照すること。</li> </ul>	<p><b>ア 活用用地の土地利用に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地の有効活用を図り、周辺地域との調和や多様な世代の居住に配慮し、地域のまちづくりに資する計画とすること。また、事業用地周辺の環境に十分配慮した計画とすること。</li> <li>活用用地の一部又は全部に生活支援施設等を整備すること。（生活支援施設等とは「添付資料07：生活支援施設等一覧」に示す施設とする。） <b>なお、生活支援施設等は、当該活用用地の用地活用企業への所有権移転登記をした日から5年以内に整備工事を完了させること。</b></li> <li><b>活用用地について、名古屋市天白区からは、「天白区がめざす『すこやかにいきいきと暮らせるまち』の実現に資する高齢者向け福祉施設の整備に配慮していただきたい。」との要望が示されている。なお、これ以外の社会福祉施設その他の提案を妨げるものではない。</b></li> <li>活用用地に設置する駐車場やその出入口の位置については、整備前に地域住民と十分に協議し、合意形成を図ること。また、活用用地に整備する施設への車両の進入路については、適切な安全対策を講じること。</li> <li>事業用地内の地盤面下に旧浄化槽の基礎部分が残っている可能性がある。配置については、公開資料「既設住棟等図面」を参照すること。</li> </ul>
1	20	5	(2)					<p><b>(2) 業務の実施状況についてのモニタリング</b></p> <p>用地活用企業は、県が要請したときは、活用用地における民間施設等の整備状況について、県に報告し、県の実地調査（民間施設等の整備状況が事業提案書等に定められた水準を満たしているか否かについての調査）に協力するものとする。</p> <p>なお、この調査は、活用用地の用地活用企業への所有権移転登記をした日から工事が完了（施設整備を伴わない場合は宅盤整備工事の完了、施設整備を伴う場合は当該施設の整備工事の完了）するまでの間とし、最長で所有権移転登記をした日から10年間とする。</p>	<p><b>(2) 業務の実施状況についてのモニタリング</b></p> <p>用地活用企業は、県が要請したときは、活用用地における民間施設等の整備状況について、県に報告し、県の実地調査（民間施設等の整備状況が事業提案書等に定められた水準を満たしているか否かについての調査）に協力するものとする。</p> <p>なお、この調査は、<b>生活支援施設等を整備する活用用地については、当該活用用地の用地活用企業への所有権移転をした日から5年間とする。それ以外の活用用地については、活用用地の用地活用企業への所有権移転登記をした日から工事が完了（施設整備を伴わない場合は宅盤整備工事の完了、施設整備を伴う場合は当該施設の整備工事の完了）するまでの間とし、最長で所有権移転登記をした日から10年間とする。</b></p>

愛知県営野並住宅 PFI 方式整備等事業活用用地売買契約書（案）

No	該当箇所			変更前	変更後
	条	数	(数)		
1	14	3		3 乙は、売買物件を指定期日の翌日から 年間（以下「指定用途期間」という。）指定用途に供さなければならない。	3 乙は、売買物件を指定期日の翌日から <b>この契約締結後5年を経過するまでの間</b> （以下「指定用途期間」という。）指定用途に供さなければならない。